



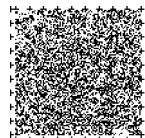
生活支援 ハンドブック

このハンドブックは、
東日本大震災の被害に
あわれたみなさまをサポート
するための情報冊子です。

5月12日に発行された

「生活再建・事業再建ハンドブック」

と併せてご活用ください。



東日本大震災の発生から、3カ月余りが過ぎました。

発災から約1カ月半後の4月下旬、政府は全16頁の「生活支援ハンドブック」をお届けいたしました。

それからまた1カ月半がたち、被災されたみなさまにとって必要な情報も、移り変わってまいりました。みなさまのこれからの生活に役立つ情報や税金の面からの支援など、大幅に内容を追加した「生活支援ハンドブックVol.2」を、ここに再びお届けします。どうぞ、ご活用ください。

また、みなさまの生活再建や事業再建に向けたお金の面からの支援を内容とする「生活再建・事業再建ハンドブック」も配布しております。あわせてご利用ください。

——政府はいつも、あなたとつながっています。

※この冊子では、4月28日発行の「生活支援ハンドブック」に、以下のような最新情報が加えられています。

心と身体の健康のこと

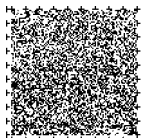
これからの季節の健康対策や、メンタルヘルス、女性や子どもに関する相談事項、連絡先などを追加しました。

住まいのこと

仮設住宅の入居期間延長や、アパート・不動産の無料相談などの情報を追加しました。

おかねのこと

支援金や税金、相続などについてのたいせつなお知らせを追加しました。



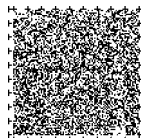
最新の情報、更新した情報には、各項目の見出しに、

新 の印を記載しております。

このハンドブックに記載している情報は6月8日時点のものです。

被災されたみなさまへ

- 4 あなたのための生活支援チェックリスト！
- 5 たいせつなお知らせ
- 8 心と身体のご健康のこと
- 16 女性のお悩みのこと
- 17 子どものこと
- 18 住まいのこと
- 22 おかねのこと
- 26 税金のこと
- 30 車のこと
- 32 しごとのこと
- 34 農業のこと
- 36 水産業のこと
- 38 地上デジタル放送の視聴のこと
- 39 規制緩和のこと
- 40 東電福島第一原子力発電所のこと
- 42 法律相談のこと
- 44 たいせつな行政情報
- 46 市町村役場連絡先一覧



あなたのための生活支援チェックリスト!

とてもたいせつな手続きを、いまいちどご確認ください。

チェック

- あなたの所在地を、避難先の市区町村へ登録しましたか？
支援金や、あなたの住んでいた町の状況、住民税の減免など、
さまざまな情報をお届けするための大切な登録です。P5をご覧ください。

チェック

- 被災証明書は、お持ちですか？
義援金の受取を始めとした、さまざまな制度を受ける際に必要です。
お持ちでない方は、お近くの自治体にお問い合わせください。

チェック

- 被災者生活再建支援金などの申請はお済みですか？
被災の程度に応じた支援金などが受け取れます。
P22-23をご覧ください。

チェック

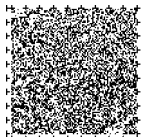
- 健康保険証はお持ちですか？
7月1日から、医療機関での保険診療のために必要になります。
P6をご覧ください。

チェック

- 自動車の廃車手続きはお済みですか？
廃車手続きを行わない場合、自動車重量税の還付などが受けられません。
P29-30をご覧ください。

チェック

- ご家族を亡くされた被災者の方
「相続放棄」などの申立期限にご注意ください。
多額の借金を抱えたままご家族がお亡くなりになった場合などに、財産を含め債務を受け継がないことができる「相続放棄」などの申立期限が迫っている方がいらっしゃいます。くわしくはP6をご覧ください。



たいせつなお知らせ

全国に避難している東日本大震災被災者のみなさまへ

**避難先の市区町村へ、
あなたの所在地などをお知らせください。**

見舞金、税金の減免・免除などの生活支援に関するたいせつな情報をお届けします。

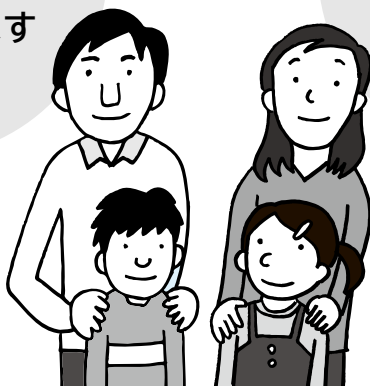
※市区町村によって、届く情報が異なる場合があります。

**支援金や
見舞金**給付の
ご連絡をします

住民税などの、
減免についての
ご連絡をします

震災前に
住んでいた
町の状況を
お伝えします

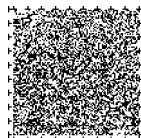
※仮設住宅などの情報も
お知らせします



全国避難者情報システム

5分程度のかんたんなお手続きです。

くわしくは、いまいらっしゃる避難先の
市区町村へお問い合わせください。



おかねのこと

新 I. 住宅に著しい被害を受けた世帯に被災者生活再建支援金を支給します

災害により住んでいる家が全壊した、など著しい被害を受けた方々に対し、住宅の被害程度に応じて「基礎支援金」が、住宅の再建方法に応じて「加算支援金」が支給されます。具体的なご相談については、各市町村役場にお問い合わせください。

● 1世帯あたりの金額(単身世帯は3/4の額となります)

基礎支援金 全壊など:100万円 大規模半壊:50万円

加算支援金 建設・購入:200万円 補修:100万円 賃借:50万円

※アパートに賃借して住んでいた場合も含まれます。在留外国人の方にも支援金が支給されます。
※地震や津波ではなく、東電福島第一原子力発電所の事故により避難されている方は本支援金の対象外です。

〈例〉震災で住宅が全壊した後、避難所や賃貸アパートに移り住み、その後新居を建設・購入する場合、支給額は300万円となります。震災で住宅が全壊し、避難所で生活した後、賃貸アパートに移り住んだ場合の支給額は150万円となります。

申請手続きに必要な書類が簡素化されています

- 災害証明書は全壊の事実がわかる写真でも結構です
- 住民票の提出が困難な場合、口頭で本人確認などができれば結構です
- 預金通帳の写しは銀行名、支店名、口座番号がわかれば結構です

